

2026年7月

「欧州のサステナビリティ開示（CSRD／ESRS）初度適用の分析と近時のEUの動向
ー欧州、ドイツ、フランスの実証研究の検討を中心としてー」

第10期 客員研究員
九州大学法学研究院准教授
川崎 邦宏

要 約

2025年、EUにおいてCSRD／ESRS適用第一波の企業によるサステナビリティ報告の開示が開始された。本稿は、この初度適用の実態を分析するために、多数のEU企業のサステナビリティ報告書についてEU域内の各公的機関により実施された3件の実証分析を整理・報告するものである。従来、CSRD／ESRSの制度面については数多くの紹介がされてきたが、その初度適用の結果についての実証研究は、わが国ではほとんど公表されてこなかった。本稿は、この点について、EU全体について欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、ドイツについてドイツ会計基準委員会（DRSC）等、フランスについてフランス金融市場庁（AMF）がそれぞれ実施した実証分析の結果を整理・分析し、これらの実証分析を通じて初めて明らかになった、欧州のサステナビリティ法制の実態と課題を探究するものである。

また、本稿は、今年2月に公表された、CSRD等を改正する指令（EU）2026／470についても簡単な紹介及び分析を行っている。この改正においては、新たな制度の創設を含めて様々な改正が行われている。本稿は、上記の実証分析の結果を踏まえつつ、近時の欧州のサステナビリティ開示制度の動向と、その背景にある基本点な考え方についても探究するものである。

（掲載誌：金融財政事情研究会『金融法務事情』2026年6月25日号（2284号）20-37頁）